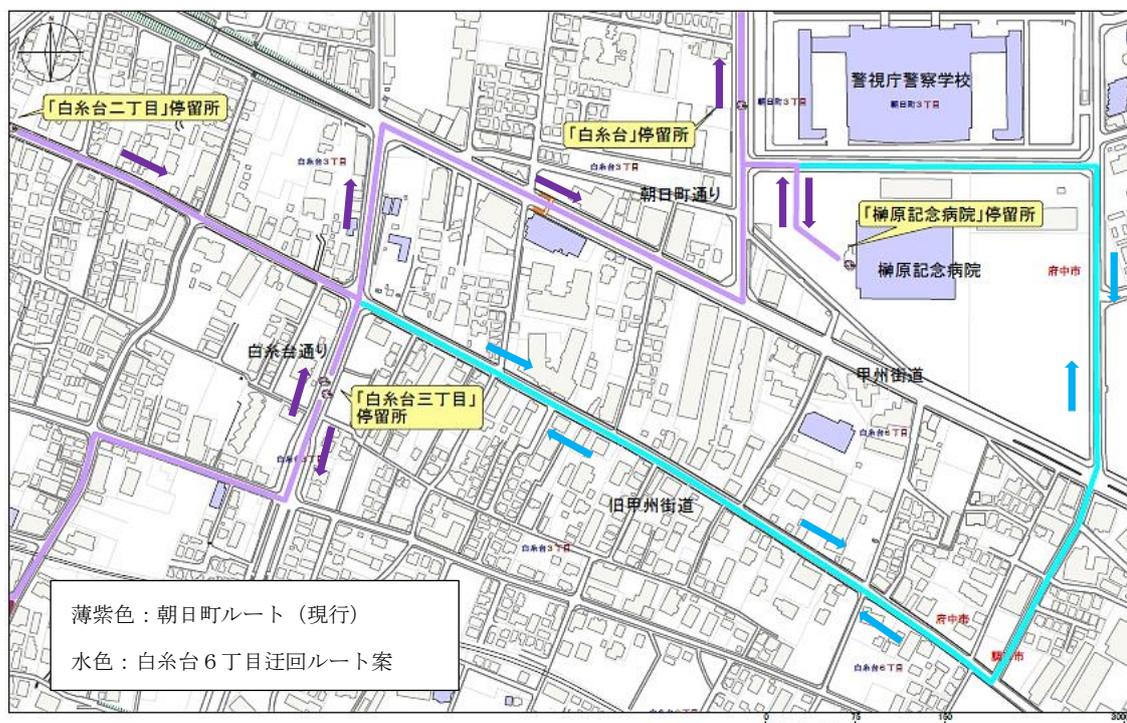


## 簡易的、合理的な路線変更等とは

## 1 案件例

## (1) 朝日町ルート 白糸台3・6丁目への迂回



## ア 現状の整理

- (ア) 白糸台6丁目付近へのちゅうバスの延伸について、住民より要望がある。
- (イ) 「白糸台三丁目」「榊原記念病院」停留所区間に停留所はない。

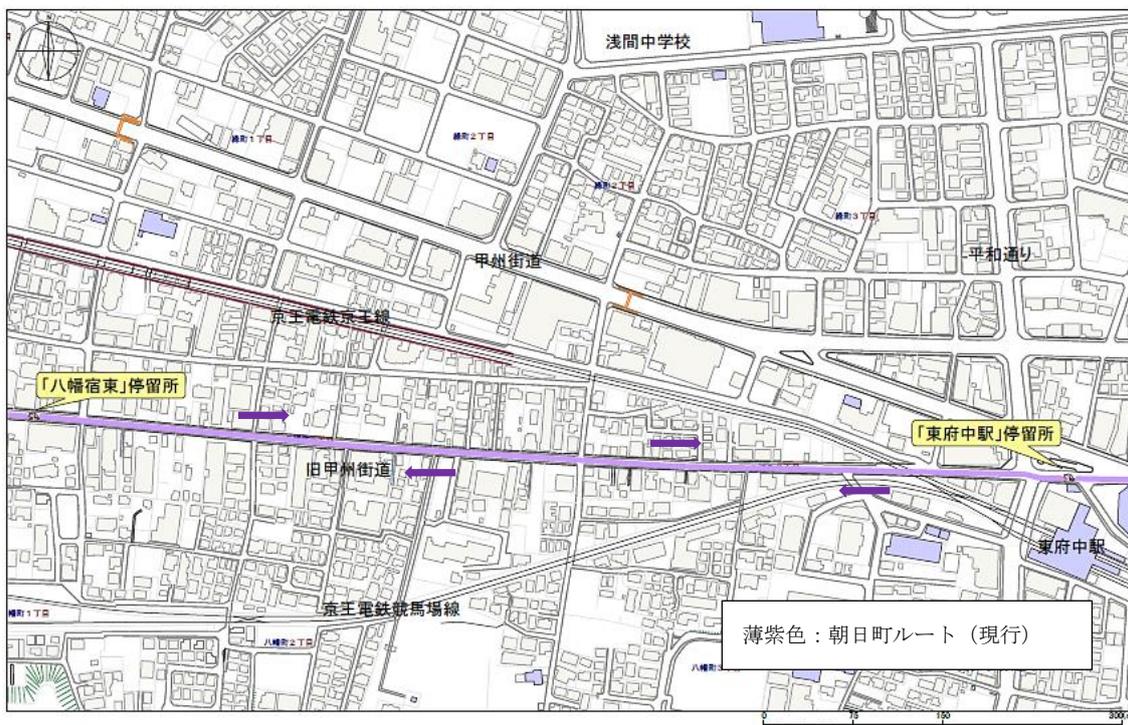
## イ 対策案

- (ア) 旧甲州街道と白糸台通り交差点を右折し、榊原病院裏手に続く通りを左折、警視庁警察学校南東角を左折し、現行ルートに戻る。
- (イ) 停留所を旧甲州街道等に2か所設置する。

## ウ 課題

- (ア) 変更区間は、現行ルートが約650m、迂回ルートが約1300mであるため、ダイヤの変更が必要になるとともに、人件費及び燃料費等が増加する。
- (イ) 停留所設置費用が発生する。

## (2) 朝日町ルート 八幡宿東～東府中駅間の停留所設置



### ア 現状の整理

(ア) 「八幡宿東」「東府中駅」停留所間に新規停留所設置の要望がある。

(イ) 当該停留所区間は約850mである。

### イ 対策案

(ア) 停留所を当該停留所区間に1か所設置する。

### ウ 課題

(ア) 新規停留所の停止時間が生じるため、若干のダイヤの変更が必要になる。

(イ) 停留所設置費用が発生する。

## 2 簡易的、合理的な路線変更等とは

- ・ 利便性が向上する。
- ・ 不利益を受ける人がいない。
- ・ 住民からの理解が十分に得られている。
- ・ 他のバス路線と重複しない。
- ・ 大幅に運行経費が増えない。

→ このような路線変更や停留所設置で、市の判断による迅速な対応が求められている。